

説明資料(第2稿)での記載箇所		章項目	5.2.6	ページ	p.25	行	17行目
事業名	生息・生育環境の保全と再生の検討(北河原地区)		河川名	猪名川			
府県	兵庫県	市町村	伊丹市		地先	北河原	

現状の課題

琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。

河川整備の方針

生物及び生物の生息・生育環境の現状と変化を的確に把握するため、引き続きモニタリングを実施する。また、河川に流れ込む支川や水路等を含めた河川の横断方向及び縦断方向に連続性を持った生物の生息・生育環境を確保するとともに、生物に配慮した水位管理や水量管理等の方策について、関係機関等と連携して検討する。

位置図



具体的な整備内容

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

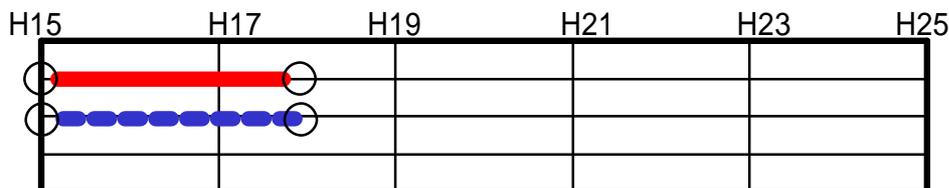
検討内容

- ・モニタリング方法の検討
- ・保全地区及び再生地区の選定
- ・砂礫河原を保全・再生するための方策の検討
- ・住民意見の反映方法の検討
- ・改修後の河川環境の保全・再生の予測

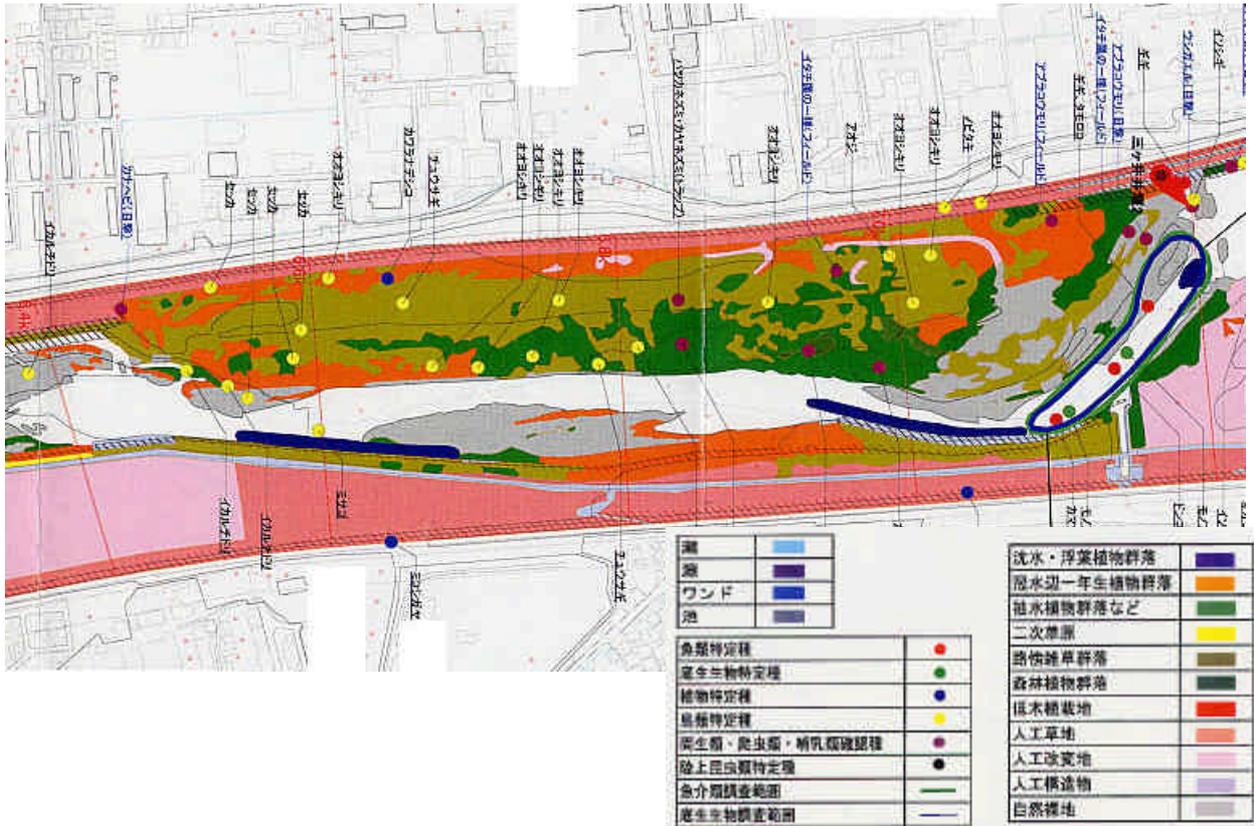
検討範囲 延長 : 約 800m

スケジュール

- 検討
- 委員会



平面図



現況写真



## 整備効果

### 1. 事業効果

北河原地区は、猪名川で現在も砂礫河原が維持され、そこに生息・生育する貴重な動植物が唯一確認されており、その環境の保全・再生を目標とすべき箇所にあげられるが、近年みお筋の固定化等により干陸化が進み外来植物の優占が目立ってきている。

本検討に基づき事業を実施した場合、減少している砂礫河原を拡大させるとともに、水位変動や攪乱の増大を図るための既存ダムの試験運用の実施の検討とあわせ、また中小洪水でも冠水・攪乱を受けやすい環境の保全・再生を図ることにより、優占する外来植物が減少・駆逐され、その砂礫河原を好む猪名川の固有種・在来種の生息・生育環境を保全及び再生が期待される。

## 提案理由(代替案含む)

### 1. 箇所決定理由

この地区は、猪名川で現在も砂礫河原が維持されており、この環境を好む貴重な動植物が確認されている。

この砂礫河原の保全・再生を行うことで、猪名川の固有種・在来種の保全・再生が期待される。

### 2. 具体的検討手法

#### •モニタリング方法の検討

必要な生物生態の調査(植物、鳥類、等)

必要な物理環境の調査(地形状況、平常時・洪水時の  
水位、冠水域、河床材料、等)

必要な水環境の調査(水質、底質、等)

#### •保全地区及び再生地区の選定

#### •砂礫河原を保全・再生するための方策の検討

冠水頻度の増大を図る方策

平常時の水位と植生の基盤高の設定

洪水時の掃流力(河床材料の攪乱)に応じた形状の設定

#### •住民意見の反映方法の検討

#### •改修後の河川環境の保全・再生の予測

必要な生物生態の予測(植物、鳥類、等)

必要な物理環境の予測(地形変化、冠水頻度、河床材料、等)

必要な水環境の予測(水質、底質、水温、等)

説明資料(第2稿)での記載箇所	章項目	5.2.6	ページ	p.25	行	37行目
事業名	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携		河川名			
府県		市町村		地先		

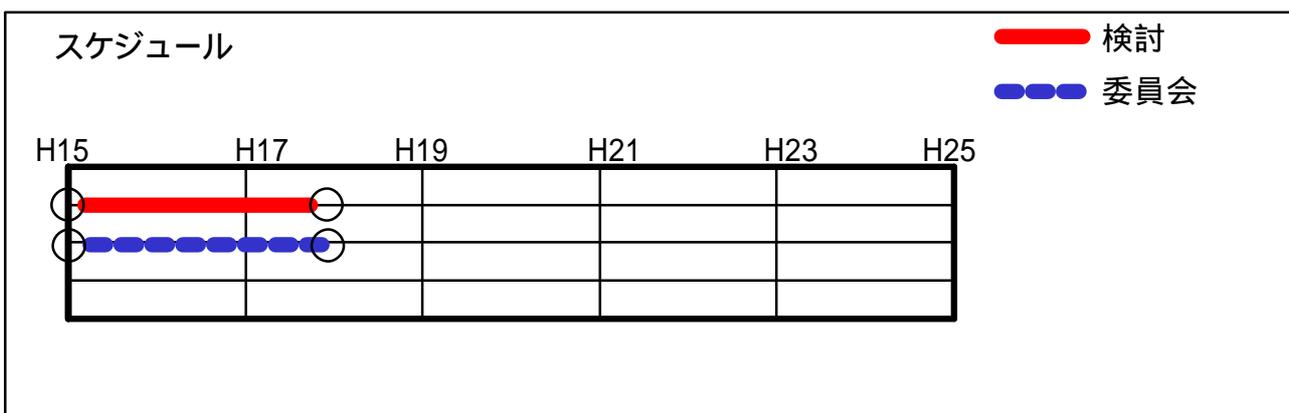
**現状の課題**  
 琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。

**河川整備の方針**  
 河川に流れ込む支川や水路等を含めた河川の横断方向及び縦断方向に連続性を持った生物の生息・生育環境を確保するとともに、生物に配慮した水位管理や水量管理等の方法について関係機関と連携して実施する。



**具体的な整備内容**  
 生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みが必要であることから、支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携する。

- 検討内容**
- ・モニタリング方法の検討
  - ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討
  - ・住民意見の反映方法の検討
  - ・改修後の河川環境の予測
  - ・関係機関との連携



現況写真 (水田との移動経路の遮断)

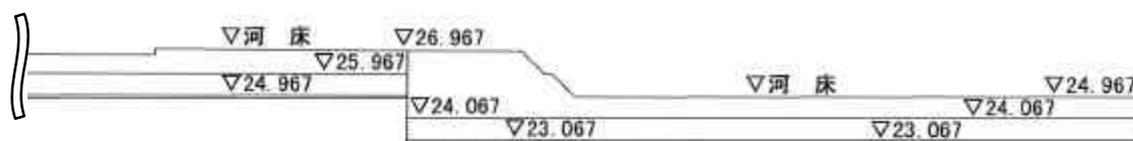
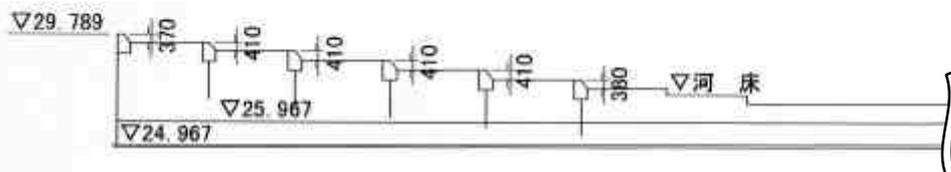


水田の用排分離による生物の移動経路の遮断

空撮写真・横断図 (本川と支川の不連続のイメージ (猪名川と余野川の合流点の例))



A-A



整備効果

1. 事業効果

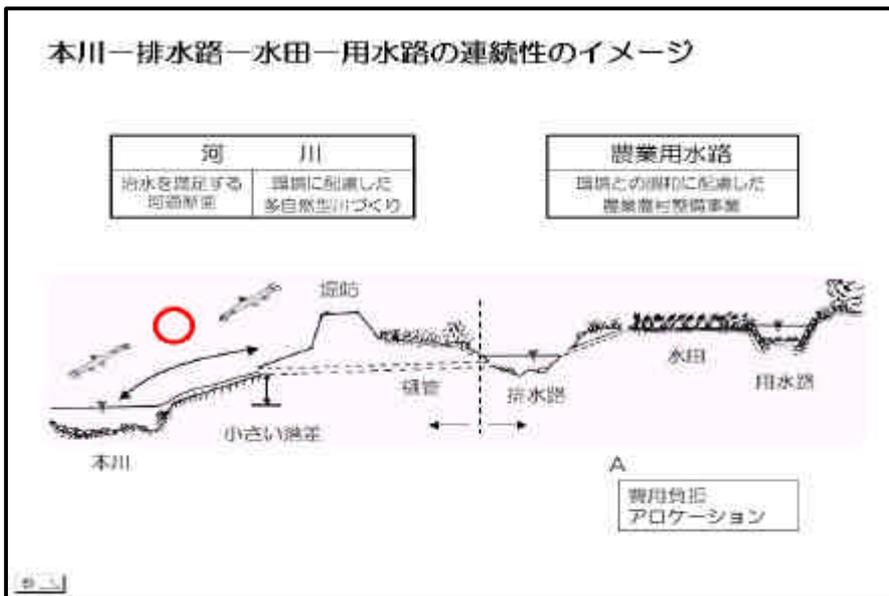
支川、水路との合流部は、現在落差と水量の両面で、本川との連続性が確保できておらず魚類等の遡上・降下に支障をきたしている。また、河川と農業用排水路等の水路の連続性が遮断されたことにより、水田を産卵の場としていた移動経路の遮断等の問題を生じている場合がある。

しかしながら、河川同士であっても管理者が異なったり、水路の場合は河川管理者以外が管理していることから、水域の連続性を確保するにあたっての支障となっている。このため、関係機関と連携して検討することで生物の移動確保について、共通の問題意識をもって連携して対応することが期待される。

本検討に基づき事業を実施した場合、本来あるべき移動経路を河川管理者と関係機関が連携して取り組むことで、本川内だけでなく支川、水路を含めた水域ネットワークが確立されることにより、落差の改良及び魚道等の設置をすることで、本川と支川の移動経路を確保し遡上・降下が出来する生息環境が期待される。



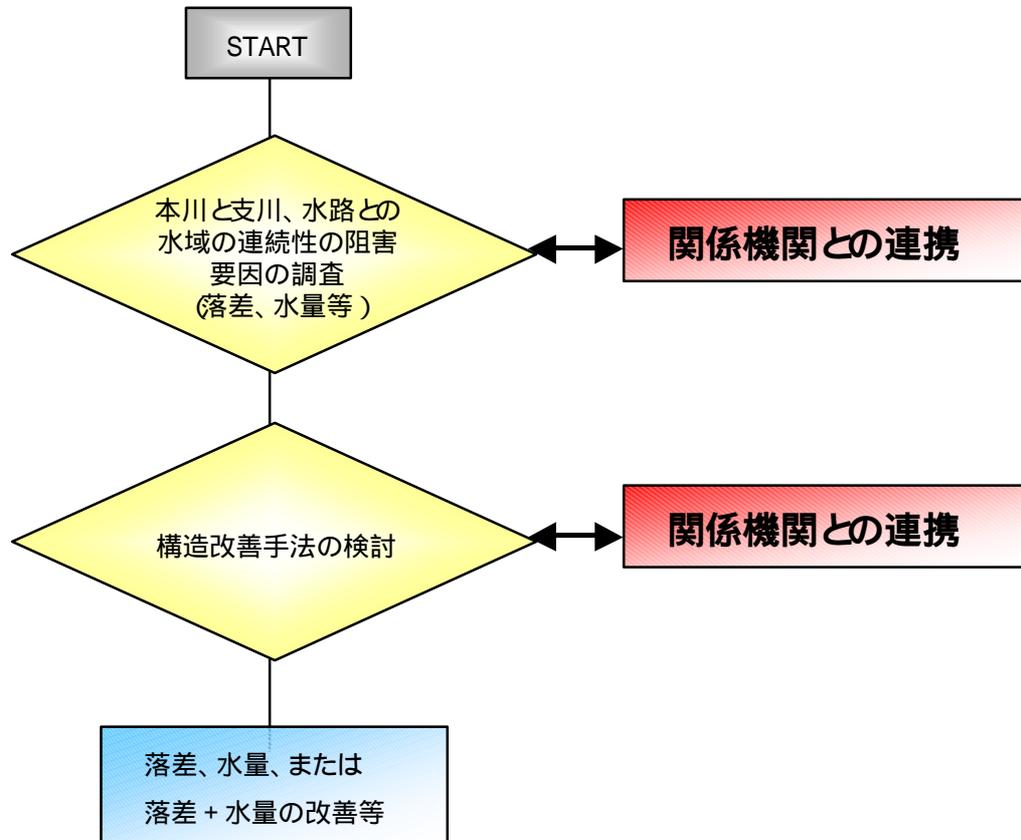
整備後



提案理由 (代替案含む)

1. 箇所決定理由

縦断方向の河川形状を分断している横断構造物 (落差工) について、その改善を図るため、下記のフローの考え方で箇所を選定する。



2. 具体的検討手法

- モニタリング方法の検討
  - 施設上下流の魚類等の分布 (種類数、量、有無、生態特性、等)
  - 遡上・降下の状況 (種類数、量、有無、等)
  - 対象施設の河川特性 (流量、流況、河床材料、等)
- 縦断方向の連続性を確保する構造の検討
  - 対象魚種、生態特性 (回遊魚、等)
  - 必要水量
  - 魚道形式 (全面式、部分式、設置位置)
  - 魚道構造 (プール式、水路式、等)
- 住民意見の反映方法の検討
- 改修後の河川環境の予測
  - 対象施設による河川環境の予測 (流況、河床材料、等)
- 関係機関との連携

説明資料(第2稿)での記載箇所		章項目	5.2.6	ページ	p.25	行	40行目
事業名	外来種対策の推進		河川名	淀川			
府 県	大阪府	市町村	大阪市		地先	城北	

**現状の課題**  
 琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。

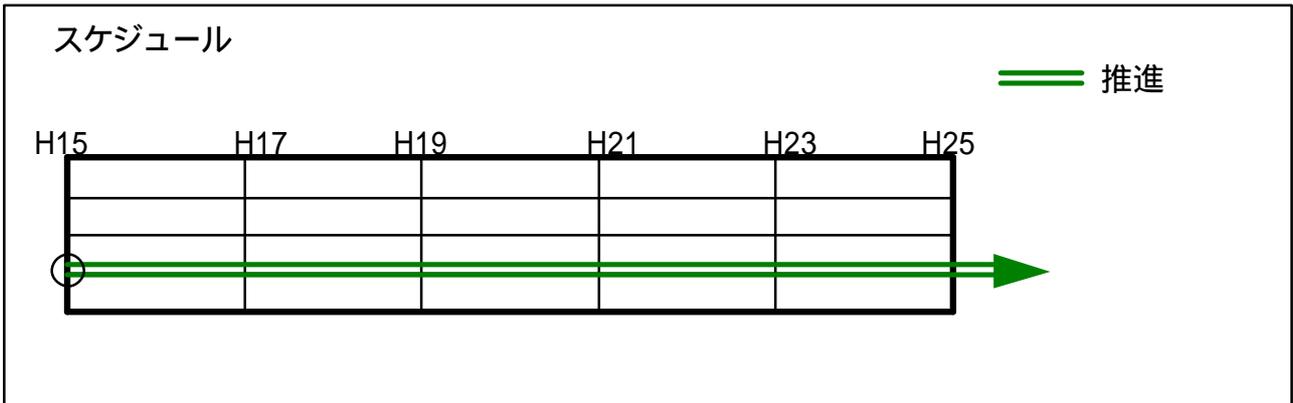
**河川整備の方針**  
 淀川水系における良好な生物の生息・生育環境を保全・再生するために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を推進し、啓発活動も実施する。

**位置図**



**具体的な整備内容**  
 関係機関等と連携を行い、対策を推進する。

- 実施内容**
- ・淀川城北ワンドイタセンパラ協議会
    - ・普及啓発運動の実施
    - ・関係機関との連携の実施
  - ・近畿地方イタセンパラ保護増殖機構連絡会
    - ・連絡会議の定期運営



体制図

城北ワンドイタセンパラ協議会構成機関

- 環境省 自然保護局近畿地区自然保護事務所
- 国土交通省 近畿地方整備局 淀川工事事務所
- 大阪府環境農林水産部緑の環境整備質
- 大阪府環境農林水産部水産課
- 大阪府教育委員会文化財保護課
- 大阪府警察本部生活案全部生活経済課
- 大阪府立水生生物センター
- 大阪市教育委員会文化財保護課
- 大阪市立自然史博物館

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議  
(平成13年7月9日改正時)

- 環境省 自然環境局近畿地区自然保護事務所
- 環境省 自然環境局山陰地区自然事務所
- 国土交通省 近畿地方整備局河川部河川調整課
- 国土交通省 近畿地方整備局淀川工事事務所
- 大阪府環境農林水産部緑整備室
- 大阪府環境農林水産部水産課
- 大阪府教育委員会文化財保護課
- 大阪府立淡水魚試験場
- 京都府企画環境部環境企画課
- 京都府教育庁指導部文化財保護課
- 大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、城陽市、京田辺市、井手町、山城町、精華町、木津町
- 淀川水系イタセンパラ研究会

活動内容

城北ワンドイタセンパラ協議会構成機関

- 看板設置  
城北地区ワンド周辺に、イタセンパラ捕獲禁止とブラックバス・ブルーギル放流禁止といった内容の看板を設置。
- 城北地区のパトロールを実施  
イタセンパラの保護を強化するため城北地区の定期的なパトロールを実施。
- リーフレットの配布などによる啓発活動



密漁防止リーフレット

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議  
(平成13年7月9日改正時)

報告 調整事項

- 各事業実施期間及び事業実施に関連する機関(以下「事業実施機関等」という)における事業等の計画及び実施状況に関すること。
- 事業実施機関等で共通して持つべき情報の収集及び提供等に関すること。
- 事業実施機関等の異なる事業間の調整に関すること。
- 事業実施機関等の担うべき役割及び事業分担に関すること。
- その他事業実施機関の連携の確保を図るために必要な事項に関すること。

## 整備効果

### 1.事業効果

関係機関や地域住民等との連携により、オオクチバス等の外来種の密放流の防止やイタセンパラ等の希少種の密漁の防止が図れる。

### 2.地域との連携

淀川水系イタセンパラ研究会、淀川水系イタセンパラ連絡協議会等によりイタセンパラの保全活動を実施している。

提案理由 (代替案含む)

1.箇所決定理由

イタセンパラ等が生息する代表的な水域であるため。

2.具体的整備手法

普及啓発運動の実施  
関係機関との連携の実施

説明資料(第2稿)での記載箇所		章項目	5.2.6	ページ	p.25	行	40行目
事業名	外来種対策について駆除方法を含めた検討		河川名	琵琶湖流入河川・瀬田川			
府県	滋賀県	市町村			地先		

**現状の課題**  
 琵琶湖における内湖や淀川の干潟、ワンドなどの湿地帯や瀬と淵の減少などの河川形状の変化、水質の悪化や水位変動等様々な要因が、生物の生息環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。

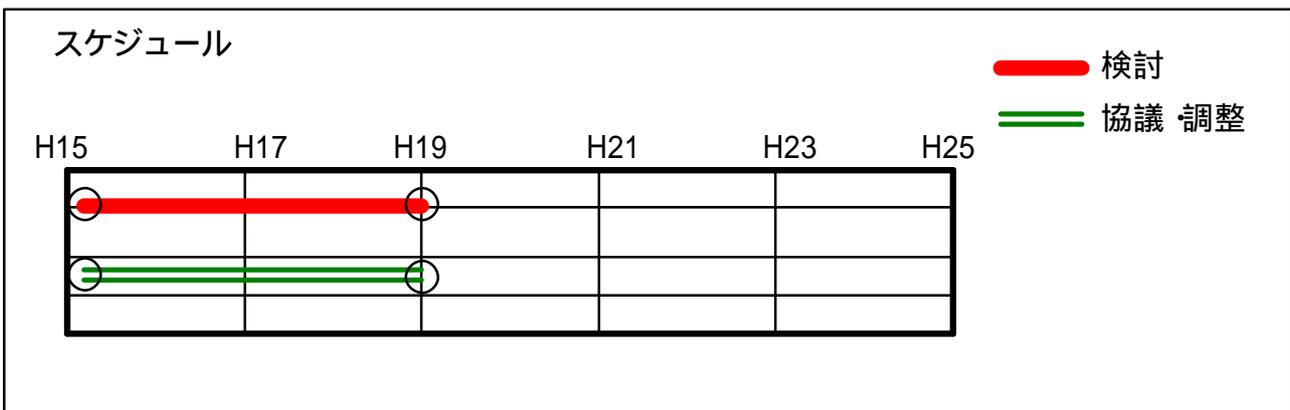
**河川整備の方針**  
 固有種・在来種・希少種の保護のために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について検討する。一方、関係機関や地域住民等と連携しながら外来種対策に関し推進し、啓発活動も実施する。



**具体的な整備内容**  
 外来種対策として、駆除方法を含めた検討の実施

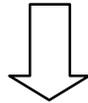
**検討内容**

- 整備内容に基づく各種調査結果の外来種を中心とした再整理の実施
- 外来種駆除方法の検討



フローチャート

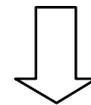
淀川水系では、在来種(固有種含む)の減少などにより、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。



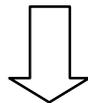
その要因は

- ・ 瀬や淵、水辺移行帯、変化に富んだ河原の減少などの河川形状の変化
- ・ 河川横断構造物による縦断的な連続性の分断
- ・ 流域における急激な開発と社会活動の増大による河川水質・底質の悪化など様々。

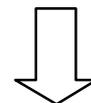
整備計画に基づく各種調査の実施



生態系など環境に影響する要因の明確化

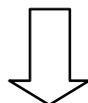


外来種の増加も生態系変化の要因のひとつ



・明確になった要因に対しての河川管理者として、駆除を含めた取組の検討・実施

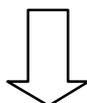
・府県に対する現条例に盛り込まれていない事項の追加の働きかけ。例えば、外来種放流の禁止などの事項の追加を働きかける。



生態系保全のため、外来種対策を検討



外来種減少の可能性



在来種など、生態系の保全の可能性

## 整備効果

### 1.事業効果

リリース禁止など条例の制定に向けた協議 調整により 条例が施行された場合や駆除対策を実施することにより、外来種が減少する可能性があり、その結果、生態系の保全を図れる可能性がある。

### 2.地元との連携強化

外来種の生息域拡大や増加については、密放流など人の行為による場合が多いため、外来種対策には住民の理解 協力が必要となる。そのため、広報などに取り組む。

## 提案理由 (代替案含む)

### 1.検討決定理由

現在の生態環境においては、在来種の減少、食物連鎖の変化など外来種による様々な生態系への影響が報告されている。このような状況の中、河川管理者としても健全な生態系を保持する必要があると考えており、そのためには、外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、駆除方法を含めた検討を実施する。

## 2. 具体的整備手法

整備計画に基づく各種調査の実施



生態系など環境に影響する要因の明確化



・明確になった要因に対して、駆除を含めた取組の検討・実施。例えば、無精子の雄の放流や外来魚の食料として活用の普及や外来種駆除に対する住民理解のための働きかけなど。

・府県に対する現条例に盛り込まれていない事項の追加の働きかけ。例えば、外来種放流の禁止などの事項の追加の働きかけなど。

## 3. 現在の取り組み

現在、河川の水質浄化機能や植生等の変化に関する実験に取り組んでいるが、その実験場所である人口水路において、ブルーギルが生息する中、タイリクバラタナゴが多く生息するという特異な状況が確認されている。

**現在までの調査結果**

- ・ タイリクバラタナゴは人口水路内で繁殖している可能性が高いと推察される。
- ・ ブルーギルのほとんどが停滞水域で確認されている。
- ・ ブルーギル確認個体は、ほとんどが小さく、人口水路内で繁殖している可能性は小さい。



魚類など人口水路内生息動物の由来が不明なため、現在、魚類の人口水路内流入調査を実施している。

- ・ 流入部におけるトラップ調査
- ・ 流出部からの流入調査

当水路は、魚類・底生動物などが自由に出入りできる構造とはなっておらず（ ）、様々な状況を人工的に創り出すことができるため、ブルーギル・ブラックバスなどが好まない環境など駆除対策の検討に適している。

また、検討結果については、横断形状の修復時や内湖・湿地帯の再生復元時などに反映していくことを目指す。

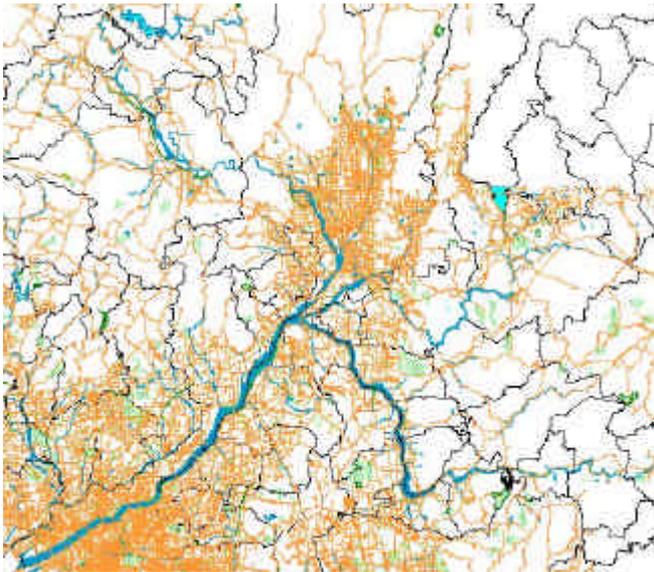
- （ ）:当人工水路は流入部はポンプアップによる取水、水路末端部はサイフォン形式による琵琶湖への排水形式となっているため、魚類などの生物が自由に出入りできない構造となっている。

説明資料(第2稿)での記載箇所		章項目	5.2.7	ページ	p.26	行	11行目
事業名	周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言		河川名	淀川			
府県	大阪府	市町村			地先		

**現状の課題**  
 河川は多様な自然景観を持ち、また都市空間における貴重な親水空間でもあるが、場所によって、コンクリート護岸・橋梁等が、周辺の景観と調和していない。

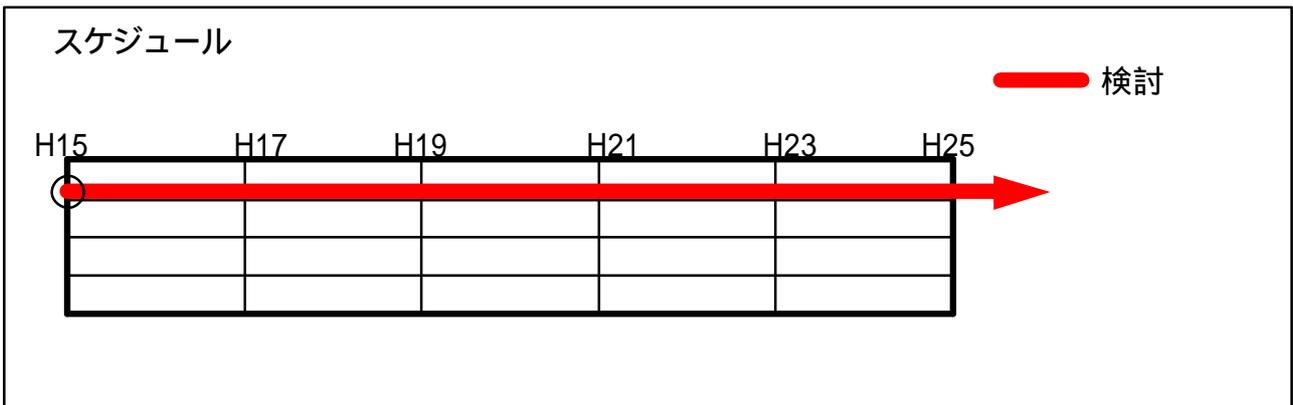
**河川整備の方針**  
 河川管理施設等の新設及び改築にあたっては、周辺の景観との調和に関して検討する。また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観の観点からの助言を行う。

**位置図**



**具体的な整備内容**  
 新設・改築する施設については、周辺景観との調和に関して検討するとともに、大阪府の「淀川沿川構造物に対する景観保全条例」等を踏まえて河川管理者以外が実施する橋梁整備等許認可に際しては河川景観の観点から助言を行う。

- 検討内容**
- ・関係機関との連携・協力の実施
  - ・景観の重要性についての普及啓発の実施
  - ・効果的な景観形成の指導





**整備効果****1.事業効果**

淀川は、多様な自然、生物の生息・生育環境としての重要な場所であり、都市空間における貴重な親水空間としての要素も兼ね備えている。

本景観条例と連携することにより、良好な都市空間の創造が可能となり、河川環境の保全・復元について配慮された河川整備が可能となる。

提案理由 (代替案含む)

1. 具体的整備手法

**関係機関との連携・協力の実施**

関係市町の景観計画等において、淀川は重要な景観形成の拠点として位置づけられ「みずの軸」(大阪市)、「河川軸景観」(高槻市)、「淀川河川軸景観」(寝屋川市)、「貴重なみどり景観」(島本町)等としてそれぞれ方向性が定められている。また、親水機能の整備や自然環境の保全・回復についても重要視されている。それらのことから、関係機関との連携・協力を実施していく。

**景観の重要性についての普及啓発の実施**

水面等の低水敷、高水敷、堤防などの河川敷においては、見苦しい景観とならないように、国等、それぞれの管理者が適切に維持管理を行う。また、地域住民や府民と協働して、清掃活動や美化活動などの河川環境の美化運動を推進する。廃棄物等の撤去に努めるとともに、ポイ捨て防止・廃棄物の放置防止など、住民に対する河川美化の啓発に努める。(淀川等景観形成地域検討書から抜粋)

**効果的な景観形成の指導**

景観指導基準			
(大阪府景観条例第10条第1項第3号に掲げる地域(河川に係るものに限る)に係る景観形成地域に適用)			
1 建築物及びこれに附属するものの基準	(1) 建築物及びこれに附属するものの配置	ア 屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びゴミ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、種柱により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		イ 外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない、やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		ウ 屋上に設置するもの	(ア)高床水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない、やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設け、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	(2) 建築物の外観	ア 色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとし、長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
イ 外壁			
ウ 意匠		周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。	
(3) 敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)河川(堤防)に通じる道路に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
2 工作物の基準	(1) 工作物の外観	ア 色彩	基調となる色彩は、著しく派手なものとし、長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		イ 壁面	
		ウ 意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
(2) 敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)河川(堤防)に通じる道路に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	